

飯塚市立学校管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市教育委員会

教育長 桑原 昭 佳

飯塚市教育委員会規則第3号

飯塚市立学校管理規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日(第2条・第3条)</p> <p>第3章 教育活動(第4条—第9条)</p> <p>第4章 教材の取扱い(第10条—第12条)</p> <p>第5章 職員組織等(第13条—第23条)</p> <p>第6章 施設及び設備の管理(第24条—第27条)</p> <p>第7章 備品の管理(第28条)</p> <p>第8章 学校評価(第29条)</p> <p>第9章 業務量の管理(第30条)</p> <p>第10章 小中一貫校(第31条)</p> <p>第11章 雑則(第32条)</p> <p>附則</p> <p>(職員の種類等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、学校に、副校長、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日(第2条・第3条)</p> <p>第3章 教育活動(第4条—第9条)</p> <p>第4章 教材の取扱い(第10条—第12条)</p> <p>第5章 職員組織等(第13条—第24条)</p> <p>第6章 施設及び設備の管理(第25条—第28条)</p> <p>第7章 備品の管理(第29条)</p> <p>第8章 学校評価(第30条)</p> <p>第9章 業務量の管理(第31条)</p> <p>第10章 小中一貫校(第32条)</p> <p>第11章 雑則(第33条)</p> <p>附則</p> <p>(職員の種類等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、学校に、副校長、主幹教諭、指導教諭その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 (略)</p>

(職員の職務)

第14条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(教諭等の標準的な職務内容)

第15条 教育長は、教諭等(主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。)の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

第19条 削除

(職員の職務)

第14条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(教諭等の標準的な職務内容)

第15条 教育長は、教諭等(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。)の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校評議員)

第19条 校長は、教育委員会の承認を得て、学校に学校評議員を置くことができる。

(学校運営協議会)

第19条 (略)

(校務分掌組織等の報告)

第20条 (略)

(学級編制資料の提出)

第21条 (略)

(職員の休暇)

第22条 (略)

(職員の出張)

第23条 (略)

(管理の責任者)

第24条 (略)

(管理簿)

第25条 (略)

(亡失及び損傷)

第26条 (略)

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

4 学校評議員の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学校運営協議会)

第20条 (略)

(校務分掌組織等の報告)

第21条 (略)

(学級編制資料の提出)

第22条 (略)

(職員の休暇)

第23条 (略)

(職員の出張)

第24条 (略)

(管理の責任者)

第25条 (略)

(管理簿)

第26条 (略)

(亡失及び損傷)

第27条 (略)

(警備及び防火の計画及び分担)

第27条 (略)

(備品の管理)

第28条 (略)

(学校評価)

第29条 (略)

(業務量の適切な管理等)

第30条 (略)

(小中一貫校)

第31条 (略)

(委任)

第32条 (略)

(警備及び防火の計画及び分担)

第28条 (略)

(備品の管理)

第29条 (略)

(学校評価)

第30条 (略)

(業務量の適切な管理等)

第31条 (略)

(小中一貫校)

第32条 (略)

(委任)

第33条 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。